

社会福祉法人 特別区人事・  
厚生事務組合社会福祉事業団

概 要

機 構

財 政

事 業



# 社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

## 概 要

### 1 事業団の設立

社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団（以下「本事業団」という。）は、平成2年12月に、社会福祉法第22条の規定に基づく社会福祉法人として、特別区人事・厚生事務組合（以下「特人厚」という。）が共同処理してきた直営の更生施設、宿所提供施設及び宿泊所（以下3施設あわせて「厚生関係施設」という。）並びに特人厚が民間の社会福祉法人に委託していた厚生関係施設を一元化し、受託運営する目的のもとに設立された。

### 2 事業団の役割

本事業団は、特別区の共同事業としての公的な責任を果たすため、法人設立以来、次の考えのもと、柔軟かつ合理的な施設経営に努めている。

- (1) 社会福祉の谷間にある要保護者や生活困難者、路上生活者に対して施設における支援体制を拡充し、利用者の社会復帰を促進させるため、施設の連携と弾力的運用を図る。
- (2) 急激な社会経済情勢の変化等に伴う福祉ニーズに対応するため、利用対象者の拡大と施設の効率的活用に努める。
- (3) 特別区共有の貴重な社会資源として、施設の社会化を図り、専門機能を活かした地域へのサービスの提供、社会福祉実習生やボランティアの積極的な受入れなど、地域社会に関わられた施設を実現する。

#### [沿革]

平成 2年12月	設立
3年 4月	更生施設本木荘 他10施設受託
4年 1月	更生施設けやき荘受託
4月	宿所提供施設千歳荘他4施設受託
5年 4月	更生施設塩崎荘（宿所提供施設併設）受託
11月	宿泊所高浜荘受託、同建物内に法人本部を設置
7年 4月	更生施設淀橋荘（宿泊所併設）受託
9年 4月	更生施設浜川荘受託
11年 5月	更生施設千駄ヶ谷荘（宿泊所転換）受託
14年 3月	宿泊所南千住荘の受託廃止
15年 4月	保護施設通所事業を開始 更生施設浜川荘及び宿泊所3施設の受託廃止 宿泊所淀橋荘の施設種別を宿所提供施設へ変更
16年 4月	宿泊所江東荘他5施設の受託廃止
17年 8月	路上生活者緊急一時保護センター千代田寮受託
11月	路上生活者自立支援センター中央寮受託
18年 4月	指定管理者制度で更生施設、宿所提供施設、宿泊所の計13施設を受託

中核施設の入所相談窓口業務を特人厚厚生部業務課（バックアップセンター）に変更  
 第1ブロック巡回相談センター受託  
 バックアップセンターからの一部業務受託  
 サポートセンター事業組合に参加、経営管理課分室設置  
 18年 6月 理事会で評議員会設置等の内容とする定款変更決定  
 19年 4月 新宿区地域生活安定促進事業受託  
 19年 6月 改修工事に伴い、けやき荘、千歳荘が事業休止、淀橋荘は、けやき荘改修  
 期間中、淀橋荘女性更生部を開設し、けやき荘利用者の一部受入れ  
 19年 7月 けやき荘は近隣マンションの2室を借り上げ、通所事業開始  
 20年10月 更生施設けやき荘事業再開  
 21年 4月 指定管理者制度で宿所提供施設葛飾荘を受託  
 宿所提供施設千歳荘事業再開  
 21年12月 千代田寮で緊急一時宿泊事業を受託  
 22年 2月 宿所提供施設塩崎荘閉鎖  
 22年 6月 自主運営の母子生活支援施設のぞみ荘事業開始  
 22年 8月 緊急一時保護センター千代田寮廃止、新型自立支援センター港寮を受託  
 22年 9月 自立支援センター中央寮廃止  
 22年11月 サポートセンター事業組合解散  
 23年 4月 更生施設新塩崎荘を受託、江東区生活自立支援事業を受託  
 24年 4月 自主運営の障害福祉サービス事業みのり舎事業開始  
 25年 3月 改修工事に伴い本木荘が事業休止  
 25年 4月 本木荘、近隣マンション1階を借り上げ、通所事業開始  
 26年 9月 建て替えに伴い、更生施設塩崎荘が事業休止  
 26年10月 更生施設本木荘事業再開  
 26年11月 建て替えに伴い宿泊所綾瀬荘が事業休止  
 27年 2月 民設塩崎荘建築工事に着工（～28年2月）  
 27年 8月 自立支援センター港寮廃止、自立支援センター新宿寮を受託  
 28年 4月 事業団立更生施設塩崎荘開設（江東区就労支援センター併設）  
 指定管理者制度で更生施設しのばず荘を受託  
 29年 3月 「長期計画・人材育成計画（平成29年度～平成38年度）」を策定  
 29年 4月 新宿区宿泊所等入所者相談援助事業を受託  
 新宿寮にて居宅支援事業（モデル事業）を受託  
 塩崎荘で通所事業開始  
 29年 6月 宿泊所綾瀬荘事業再開  
 29年 9月 法人本部をカナルサイド高浜から新塩崎荘内へ仮移転  
 29年12月 建て替えに伴い宿泊所高浜荘が事業休止  
 30年 4月 江東区まなびサポート事業を受託  
 31年 4月 子ども支援（宿所提供施設小豆沢荘、西新井栄荘）開始  
 宿所提供施設千歳荘の施設種別を宿泊所に変更  
 江東区就労支援センター受託終了

## 機 構

### 1 概 説

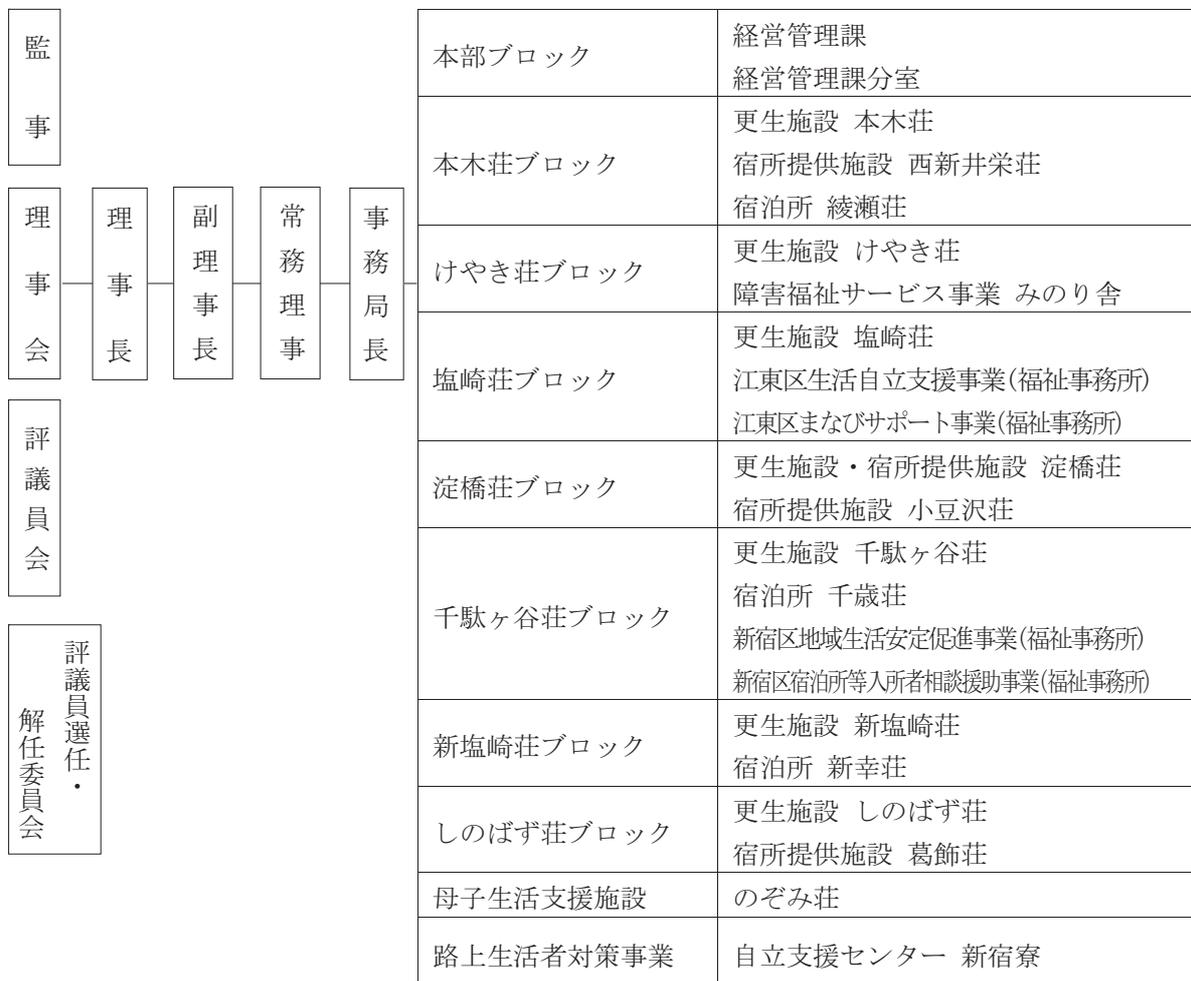
本事業団には、理事長及び理事が置かれ、理事会を構成している。

また、2人の監事が業務の執行及び財産状況を監査している。平成18年度から評議員会を設置し、平成28年度からは社会福祉法の改正に伴い、評議員選任・解任委員会を設置している。

組織は、効果的な運営を図るため、更生施設等が中核となり、傘下の施設を8ブロックに編成し、また、ブロックに準ずるものとして母子生活支援施設、路上生活者対策事業を設けている。

なお、平成18年4月に特人厚厚生部にバックアップセンターができたことにより、更生施設の中核施設としての入所調整業務は終了した。

組織図（平成31年4月1日現在）



### 2 理事会

理事会は業務執行に関する意思決定機関で、12人の理事で構成している。決定事項は事業計画・予算の承認、事業報告・決算の承認、評議員選任候補者の推薦、規程の制定・改廃等であり、年6回の定例的な開催のほか、必要に応じて臨時に開かれる。

### 3 評議員会

評議員会は、法人運営に係る重要事項の議決機関で、学識経験者、法律専門家、就労支援関係者、23区の地域福祉推進団体代表（区社会福祉協議会事務局長のうち10人）の13人で構成している。決定事項は、役員（理事・監事）の選任、計算書類・財産目録の承認、定款変更等であり、年1回の定例的な開催のほか、必要に応じて臨時に開かれる。

### 4 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会は、外部委員2人、監事1人、事務局員1人の4人で構成している。理事長の招集のもと、委員会を開催し、評議員の選任・解任を行う。

### 5 役員及び職員

本事業団の役員は、理事長、副理事長、常務理事各1人を含めた12人の理事、2人の監事で構成している。任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。評議員は13人で、任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。

#### (1) 理事長・理事

理事長は、理事会で選定する。本事業団を代表し法人の業務を統轄する。

理事は、次のアからキの区分により推薦する者を評議員会が選任し、理事長が委嘱している。なお、副理事長及び常務理事は、理事の中から理事会で選定する。

ア 区長経験者等	1人
イ 特人厚関係者	2人
ウ 事業団常勤職員	1人
エ 地域福祉関係者	2人
オ 学識経験者	4人
カ 特別区福祉行政関係者（福祉主管部長会会長）	1人
キ 施設長代表	1人

#### (2) 監事

監事は、次のア、イの区分により推薦する者を評議員会で選任する。

ア 社会福祉法人の財務諸表等を監査しうる者	1人
イ 社会福祉事業について学識経験を有する者	1人

#### (3) 評議員

評議員は、23区の地域福祉推進団体代表等13人を理事会で推薦し、評議員選任・解任委員会で選任する。

ア 23区の地域福祉推進団体代表（区社会福祉協議会事務局長）	10人
イ 学識経験者	1人
ウ 法律専門家	1人
エ 就労支援関係者	1人

#### (4) 理事会開催状況（平成30年度）

第1回 平成30年4月19日	評議員選任候補者の推薦について 平成30年度第1回評議員会の開催について など
第2回 平成30年6月7日	平成29年度事業報告（案）及び決算（案）の承認について 平成30年度第2回評議員会（定時評議員）の開催について など

- 第3回 平成30年8月23日 評議員選任候補者の推薦について  
第4回 平成30年11月22日 職員就業規則の一部改正について  
職員旅費規則の一部改正について など  
第5回 平成31年2月28日 事業計画（案）及び収支予算（案）について など  
第6回 平成31年3月20日 平成30年度収支予算第一次補正予算（案）について  
定款細則の一部改正について  
施設長の選任及び解任について など

**(5) 評議員会開催状況（平成30年度）**

- 第1回 平成30年5月25日 役員の選任について  
第2回 平成30年6月25日 平成29年度決算に係る計算書類及び財産目録の承認について

**(6) 評議員選任・解任委員会開催状況（平成30年度）**

- 第1回 平成30年5月14日 評議員の選任について  
第2回 平成30年9月13日 評議員の選任について

(7) 事業団職員職種別構成（平成31年4月1日現在）

区分	事務局		更生施設		宿所提供施設		宿泊所		路上対策		母子生活支援施設		障害福祉サービス		合計			
	経営管理課 経営管理課分室		本木荘 けやき荘 塩崎荘 新塩崎荘 淀橋荘 千駄ヶ谷荘 しのばず荘		西新井栄荘 小豆沢荘 淀橋荘 葛飾荘		新幸荘 綾瀬荘 千歳荘		新宿寮		のぞみ荘		みのり舎		合計			
	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	常用常勤・有期常勤	非常勤・パート	合計	
部長級	1															1	1	
課長級	1		7						1		1					10	10	
係長級	4		7		4		3		2		1		1			22	22	
事務員	13	2	7		4				1		1					26	2	28
指導員			45		5		6		16		8		4			84		84
看護師			8	1						2						8	3	11
栄養士			7													7		7
通所事業職員			14	8												14	8	22
生活相談員		7				7		3		8		2		1			28	28
職業相談員		5		1													6	6
心理相談員		1															1	1
夜間支援員				30						5							35	35
作業等パート		1		1										1			3	3
嘱託医				15								1					16	16
合計	19	16	95	56	13	7	9	3	20	15	11	3	5	2		172	102	274

注1 事務局には特人厚から派遣の課長1名、更生施設には特人厚から派遣の指導員1名をそれぞれ含む。

2 事務局には福祉事務所事業の指導員4名、生活相談員7名を含む。

3 路上対策(新宿寮)の夜間支援員(5人)は夜間相談員である。

財 政

1 概 説

本事業団の財源は、生活保護法に基づく保護施設（更生施設・宿所提供施設）の措置費を含めた、特人厚からの指定管理料収入、委託料が主なものである。

法人の基本財産として特人厚から17,000,000円が出資されている。

本事業団の会計は、社会福祉法人会計基準（平成12.2.17厚生労働省通知）により本部、各施設、特定の事業ごとに経理区分を設けて処理してきたが、平成23年7月に新たな「社会福祉法人会計基準」が制定されたことを受け、平成26年度収支予算から新会計基準を適用した予算を策定し、経理規程についても一部改正を行い、平成26年4月1日から施行している。

## 2 令和元年度予算（事業団全体）

（単位：千円）

区 分		元年度予算額	30年度予算額	増△減額	増△減率(%)
収 入	生活保護事業収入	1,663,034	1,576,528	86,506	5.5
	児童福祉事業収入	110,106	102,895	7,211	7.0
	就労支援事業収入	5,160	4,850	310	6.4
	障害福祉サービス等事業収入	47,025	50,733	△3,708	△7.3
	その他の受託事業収入	616,914	637,125	△20,211	△3.2
	受取利息配当金収入	74	94	△20	△21.3
	その他の収入	25,239	26,324	△1,085	△4.1
	施設整備等補助金収入	0	0	0	0
	設備資金借入金収入	0	0	0	0
	積立資産取崩収入	42,890	23,754	19,136	80.6
繰越金取崩収入	46,955	62,824	△15,869	△25.3	
計		2,557,397	2,485,127	72,270	2.9
支 出	人件費支出	1,432,949	1,323,677	109,272	8.3
	事業費支出	631,294	648,333	△17,039	△2.6
	事務費支出	428,895	449,535	△20,640	△4.6
	就労支援事業支出	5,160	4,850	310	6.4
	その他の支出	2,698	2,528	170	6.7
	設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	0
	固定資産取得支出	2,170	3,404	△1,234	△36.3
	その他の施設整備等による支出	0	0	0	0
	積立資産支出	54,231	52,800	1,431	2.7
	計		2,557,397	2,485,127	72,270

## 事業

平成30年度に特人厚から指定管理を受けている厚生関係施設は、更生施設6施設、宿所提供施設4施設及び宿泊所3施設の計13施設（12事業所）である。

また、福祉施設の社会化の一環として、社会復帰促進事業（更生施設退所者を対象に宿泊所等を活用した地域生活訓練事業）、保護施設通所事業（更生施設等を退所し、地域生活を開始した利用者を対象に更生施設機能を活用した自立生活支援事業）などに積極的に取り組んでいる。

指定管理以外の受託事業では、東京都と特別区の共同事業である路上生活者対策事業において平成27年8月から「路上生活者自立支援センター新宿寮」を、平成31年4月からは支援付地域生活移行事業をそれぞれ受託運営している。

また、特人厚から包括的施設支援事業（バックアップセンター事業）のうち、地域生活移行支援などの事業も受託しており、新宿区、江東区からは福祉事務所サポート事業を受託し、区役所内でも事業を進めている。平成30年度からは江東区から新たにまなびサポート事業を受託した。

本事業団の自主事業としては、平成22年6月に「母子生活支援施設のぞみ荘」を、平成24年4月に「障害福祉サービス事業所のり舎」をそれぞれ運営開始し、新宿区、近隣の施設と連携しながら実績を積み上げてきている。平成28年4月に開設した事業団立更生施設塩崎荘では、従来の指定管理の制約を離れた、柔軟な利用者支援策を行っている。